

見附市告示第105号

見附市つながり移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月29日

見附市長 稲田 亮

見附市つながり移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち全体で本市の魅力を発信することで、本市への移住を促進するため、市民の紹介をきっかけとして、県外在住者が本市へ移住した場合に、紹介者である市民（以下「紹介者」という。）及び本市に転入した移住者（以下「移住者」という。）に対して、見附市つながり移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の額は、次の各号に定める。

(1) 紹介者 10万円

(2) 移住者 10万円

(対象要件)

第3条 支援金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす紹介者及び移住者とする。

(1) 紹介者は、申請時において、本市に1年以上在住する、18歳以上の者であること。

(2) 移住者は、本市に転入する直前において、18歳から45歳までの者で連続して1年以上県外に在住していること。

(3) 移住者への紹介が、その者の3親等以内の親族からのものではないこと。

(4) 移住者への紹介が、営利事業に関係するものではないこと。

(5) 移住者は、本市に転入した日から3年以上継続して居住する意思を有していること。

(6) 移住者の移住理由が、進学、新卒就職（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業して1年以内に就職することをいう。）

又は転勤（所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住する場合を除く。）によるものではないこと。

(7) 紹介者は、市長が別に指定する紹介方法により、移住者に紹介を行っていること。

(8) 移住者は、紹介者からの紹介後、市長が別に指定する移住体験ツアーに、本市に移住後の住居が決まる以前に参加していること。

(9) 支援金の申請時に、紹介者及び移住者が本市に在住していること。

(10) 紹介者及び移住者は本市が行うアンケートや記事作成に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、支援金の交付の対象としない。

(1) 紹介者及び移住者を含むその世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する場合。

(2) 市長が支援金の交付対象として不相当と認めた場合。

(交付の申請)

第4条 支援金を申請する紹介者及び移住者は、見附市つながり移住支援金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）、本人確認書類及び第3条第1項に掲げる事項の規定に該当することを証する書類を移住者が転入した日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに見附市つながり移住支援金交付決定通知書（様式第2号）により紹介者及び移住者に通知するものとし、審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付を不可とする場合は、見附市つながり移住支援金不交付決定通知書（様式第3号）により紹介者及び移住者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等をしたとき。

(2) この要綱に違反していることが認められたとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、見附市つながり移住支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(返還請求)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者へ見附市つながり移住支援金返還請求書（様式第5号）により支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をしたとき。

(2) この要綱に違反していることが認められたとき。

(3) 移住者が、転入日から3年を経過することなく本市から転出したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第1号

様式第1号（第4条関係）（紹介者用）

（宛先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市つながり移住支援金交付申請書

見附市つながり移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、見附市つながり移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
紹介する移住者の氏名			
紹介する移住者との関係（具体的に）			

2 申請者確認事項（該当する欄に○を付けてください）

3親等以内の者への紹介ではない。		紹介が営利事業に関するものではない。	
移住者へ、転入した日から3年以上継続して居住する意思があることを確認している。		移住者の移住の理由が進学や転勤（所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住する場合を除く）によるものではない。	
市が行うアンケートや記事作成に協力できる。		世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②見附市への在住歴を確認できる住民票の写し
- ③振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ④別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）

様式第1号の2

様式第1号の2（第4条関係）（移住者用）

（宛先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市つながり移住支援金交付申請書

見附市つながり移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、見附市つながり移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
移住元住所			
紹介者の氏名			
紹介者との関係 （具体的に）			

2 申請者確認事項（該当する欄に○を付けてください）

3親等以内の者からの紹介ではない。		紹介が営利事業に関係するものではない。	
転入した日から3年以上継続して居住する意思を有している。		移住の理由が進学や新卒就職、転勤（所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住する場合を除く）によるものではない。	
見附市へ移住後の住居が決まる前に、市が実施する移住体験ツアーに参加した。		世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	
市が行うアンケートや記事作成に協力できる。			

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②見附市の住民票の写し
- ③移住元の住民票除票の写し
- ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ⑥住宅取得に係る書類の写し

（新築住宅取得の場合：請負契約書、建売住宅・中古住宅取得の場合：売買契約書、賃貸住宅の場合：賃貸借契約書）

様式第 1 号別紙 1

(様式第 1 号別紙 1)

見附市つながり移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 見附市つながり移住支援金に関する報告及び立入調査について、見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 見附市つながり移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認等を実施することについて、同意します。
- 3 以下の場合には、見附市つながり移住支援金交付要綱第 7 条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、つながり移住支援金の全額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合
 - (2) 見附市つながり移住支援金交付要綱に違反していることが認められた場合
 - (3) 移住者が、見附市への転入から 3 年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合

様式第 1 号別紙 2

(様式第 1 号別紙 2)

見附市つながり移住支援金に係る個人情報の取扱い

- (1) 見附市は、見附市つながり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、見附市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、見附市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- (2) 見附市つながり移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認を実施する場合があります。

様式第2号

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

見附市長

見附市つながり移住支援金交付決定通知書

見附市つながり移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり見附市つながり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

見附市つながり移住支援金 100,000 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※見附市つながり移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

見附市は、見附市つながり移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、見附市つながり移住支援金の全額の返還を請求します。

- ・虚偽の申請等をしたとき。
- ・見附市つながり移住支援金交付要綱に違反していることが認められたとき。
- ・移住者が、転入日から3年を経過することなく見附市から転出したとき。
- ・その他市長が不適当と認められる事由が生じたとき。

様式第3号

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

見附市長

見附市つながり移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった見附市つながり移住支援金について、見附市つながり移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次の理由により交付しないことに決定しましたのでお知らせいたします。

1 支援金を交付しない理由

様式第4号

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

見附市長

見附市つながり移住支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした見附市つながり移住支援金について、下記により交付決定を取り消しましたので、見附市つながり移住支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日

交付決定額 金 _____ 円)
(うち交付決定を取り消す金額 _____ 円)

2 取消理由

様式第5号

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

見附市長

見附市つながり移住支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で交付決定をした見附市つながり移住支援金交付決定通知をした部分で、既に交付された支援金について、次のとおり返還してください。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 取消期限 年 月 日
- 3 返還理由